

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、台湾における水上太陽光発電事業への新規参入について、東京センチュリーに法的アドバイスを提供

【東京発 2018 年 6 月 4 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、東京センチュリー株式会社（本社：東京都千代田区、以下「東京センチュリー」）が、株式会社九電工及び九電みらいエナジー株式会社と共に、CIEL ET TERRE TAIWAN LIMITED（本社：台湾、漢字表記：夏爾特拉太陽能科技有限公司）が開発した台湾の水上太陽光発電事業に参画する件に関して、東京センチュリーに法的アドバイスを提供しました。

本事業は、台南市が保有する 2 つの調整池の水面約 5 万㎡に、合計約 5.1MW の太陽電池モジュールを設置して発電するもので、年間発電量は約 640 万 kWh を見込んでいます。台湾では、日本と同様、再生可能エネルギー由来の電力を 20 年間固定価格で買い取る FIT 制度が 2010 年から導入されています。同国は現在、太陽光、風力などの再生可能エネルギーで自給率を向上させるために、2025 年までに全電源の 20%（27GW 相当）を再生可能エネルギー由来のものにする目標を掲げており、今後、更なる電源開発需要と市場規模拡大が見込まれます。

本案件は、東京事務所の銀行・金融グループの本間正人をリードパートナーとし、同事務所のシニア・アソシエイトである谷田部耕介、アソシエイトであるフェイ・ジョウ（Fei Zhou）及び中井健彦、並びに台北事務所のパートナーであるティファニー・ホァン（Tiffany Huang）、スーフェン・チェン（Su-Fen Chen）及びカウンスelorのマーレー・ボーラー（Murray Bowler）が担当しました。

本件について本間弁護士は、「本邦企業が主導する海外での水上太陽光発電として先駆的な案件に携わることができ、心より光栄に思います。クリーンエネルギーを推進するお客様の海外進出をサポートするべく、今後も尽力したいと考えております。」と述べています。

- 以上 -

本件における責任者



本間 正人
パートナー、銀行・金融グループ
03 6271 9505
masato.honma@bakermckenzie.com

金融機関規制、金融機関による買収案件、PFI/PPP、プロジェクトファイナンス等を専門とする。ベーカーマッケンジーのロンドン事務所、邦銀ロンドン支店及び邦銀ニューヨーク支店への出向経験を有する。銀行・金融グループでの業務に加え、IR・カジノ関連法務に精通している。



谷田部 耕介
シニア・アソシエイト、キャピタル・マーケットグループ
03 6271 9722
kosuke.yatabe@bakermckenzie.com

様々なエネルギー・プロジェクト及びファイナンス取引業務に加え、金融商品取引法を中心とする金融機関への規制に関するアドバイスや業務にも精通。エネルギー・プロジェクト関係（海外及び国内 IPP 案件、燃料インフラストラクチャー案件）、キャピタルマーケット関係（クロスボーダー証券案件、IPO 案件、インセンティブプラン案件、その他コーポレートファイナンス案件）、M&A 関係（株式会社及び REIT の公開買付案件、組織再編、業務提携）、ストラクチャードファイナンス関係（不動産の流動化案件、債権の流動化案件、ファンド案件）の業務を担当。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65 年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000 人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。